

民法（相続法）改正

特別寄与料の制度新設

平成30年7月6日に成立した改正民法では従来の「寄与分」の制度に加え「特別寄与料」の制度が新設されました。

寄与分とは、共同相続人の中に被相続人の事業に関する労務の提供または財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした者があるときに、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなして各共同相続人の相続分を算定するというものです。寄与者は算定された相続分に寄与分を加えた額を取得することになります（民法904条の2①）。



寄与分に関して共同相続人の協議が調わないとき、協議することができないときは、家庭裁判所は寄与者の請求により寄与の時期、方法および程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して寄与分を定めます（同条②）。

被相続人の子の妻が被相続人を長年介護するといったことは現実によくみられますが、寄与分は共同相続人の中だけで認められ、子の妻は相続人ではないので寄与分は認められません。家庭裁判所は子の妻の介護による貢献を子の行為と同一とみなして寄与分を認めるなどして柔軟に対処してきましたが（東京家審平成12・3・8）、夫が被相続人より先に死亡している場合はこのような対処はできないという問題や、被相続人の兄弟姉妹による貢献についても寄与分を認めなければ不公平であるという問題が残っていました。

今回の改正で新設された「特別寄与料」制度は、被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした被相続人の親族（相続人、相続放棄をした者、相続欠格事由のある者、廃除された者を除く）は、相続開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭（特別寄与料）の支払を請求することができるというものです（改正民法1050条①）。特別寄与料の支払について相続人との協議が調わないとき、協議することができないときは、家庭裁判所が特別寄与料の額を定めます（同条③）。

特別寄与料の請求は、寄与分と異なり、相続の開始および相続人を知った時から6か月または相続開始の時から1年内にしなければならないことに注意が必要です（同条②）。